

広報 笑 顔

スマイル
2020.5.20 No.166

住まいの再建相談会を開催
します

住まいの再建についての
相談に専門機関が個別ブ
ースにて無料でお答えし
ます。

これまで3回の住まいの
再建相談会を開催し、31
世帯56件の相談があり
ました。初めの方もお気
軽にお越しください。

融資について

住宅金融支援機構

※免許証・年収のわかる書類
があるとお話しがスムーズ
に進みます。

建築について

北海道建築士会・北海道建
築士事務所協会

町の支援制度について

安平町

日時 5月25日(月)14時～20時

※最終受付19時30分

場所 保健センター1階

※予約不要(優先してお受け

する事前予約も可能)

※新型コロナウイルスの状況
により中止する場合があります
ので、ご了承ください。

問合せ 総務課復興・生活再
建支援室 ☎2511

ほっとるーむの中止のお知
らせ

5月25日に予定していた
ほっとるーむ(臨床心理士さ
んとの茶話会)については、
新型コロナウイルス感染拡大
防止対策のため中止といたし
ます。

問合せ 健康福祉課健康推進
グループ ☎7071

2020年国勢調査調査員
の募集について

町では、国勢調査員として、
調査業務に理解と熱意をもっ
て携わっていただける、原則

目次	
お知らせ	1～4
公営住宅入居者募集	5
生涯学習だより『きらり』	6～9
地域安全ニュース	10

20歳以上の方の募集を随時
行っています。

また、調査を始める前に説
明会を開催いたしますので、
未経験の方でも、ご協力いた
だける方がいましたら、お問
い合わせください。

従事期間(予定)

8月下旬～10月下旬

調査員の主な仕事内容(予定)

説明会への出席、担当調査区
の確認、調査票等の配布、調
査票の回収(オンライン回答
の場合不要)、調査書類の点検
と提出

報酬(予定)

1調査区(約40～70世帯)

約40,000円

2調査区(約80～140世帯)

約75,000円

問合せ 総務課情報グループ

☎2511

<住宅金融支援機構からのお知らせ>

郵送申込受付期間 9月6日(日)まで(当日消印有効)

「北海道胆振東部地震」により被災された住宅の建設・購入・補修のため「災害復興住宅融資」をご利用いただけます。

災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。住宅金融支援機構では「北海道胆振東部地震」により被災された住宅の建設・購入・補修のため「災害復興住宅融資」の申込みを郵送で受け付けています。

災害復興住宅融資の概要

詳細は、機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。

	建設・購入の場合	補修の場合
対象者	全壊のり災証明書取得者(大規模半壊・半壊でも対象となる場合があります。)	一部損壊以上のり災証明書取得者
融資限度額	(建設の場合)建設資金:1,680万円 土地取得資金:970万円 特例加算額:520万円 ※他に整地資金の融資額あり。	補修資金:740万円 ※他に整地資金、引方移転資金の融資額あり。
返済期間	「35年」または「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内	「20年」または「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内
融資金利	年0.46%(令和2年5月1日現在) ※特例加算額は年1.36%	年0.46%(令和2年5月1日現在)
郵送申込受付期間	9月6日(日)(当日消印有効)	

問合せ 住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)

☎0120-086-353(通話無料) ※受付時間:9時～17時(祝日及び年末年始を除きます)

令和2年度

子育て世帯への臨時特別給付金の給付について

このたび、令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する」こととされました。

それを受けて、安平町でも、支給対象者の皆様に本給付金の支給を開始します。

支給対象者

①令和2年3月31日時点で安平町に居住していた令和2年4月分の児童手当受給者（公務員含む）。

※令和2年4月分の特例給付受給者（平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方）は対象になりません。

②児童が4月から新高校1年生となった、令和2年2月29日時点で安平町に居住していた児童手当受給者（公務員含む）。

※令和2年3月分の特例給付受給者（平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方）は対象になりません。

申請について

①公務員以外の児童手当受給者

本給付金の支給を受ける方は、特に申請等の手続きは必要ありません。

②公務員の児童手当受給者

公務員の児童手当受給者の方については、申請が必要となります。

申請書に所属庁からの証明が必要となりますので、児童手当現況届と併せて所属庁に提出し、所属庁の証明を受けた上で、安平町へ申請してください。

なお、申請期限は令和2年10月30日（金）までとなります。申請書の様式は安平町ホームページに掲載しております。



支給方法

①公務員以外の児童手当受給者

令和2年6月5日の児童手当定期支給と同日に本給付金の支給手続きに入らせていただきます。支給については、児童手当で指定されている口座に振り込まさせていただきます。

②公務員の児童手当受給者

安平町で申請書受付後、申請書で指定された口座へ振込させていただきます。



問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎ 7071

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特別定額給付金について

「特別定額給付金」の申請受付期間は、8月31日(月)までとなっています。

「特別定額給付金」について

特別定額給付金とは？

緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないという状況の中、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

給付対象者は？

基準日（令和2年4月27日）に、安平町の住民基本台帳に記録されている方が対象です。

※基準日以前に、住民票を削除されていた方で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなった方を含みます。

※外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。



給付額は？

給付対象者1人につき100,000円（支給は1回のみです）

申請期限は？

安平町では、5月11日(月)から8月31日(月)までの期間で申請を受け付けています。
(予定より早く申請書の送付が完了したため、受付開始日も変更となっております。)

支給時期は？

申請受付後、5月28日(木)から順次指定の口座へ振込開始します。

※安平町では5月11日に特別定額給付金の申請書を郵送しておりますが、該当すると思われる方で、申請書が届いていない方や該当するかどうか確認したい方は、役場健康福祉課へお問い合わせください。

ご注意

- ・申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。
- ・この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。
 - 安平町や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
 - 安平町や総務省などが住民の皆様の世帯構成や生年月日等の個人情報情報を照会することは、絶対にありません。

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎②97071



新型コロナウイルスにかかる安平町経済対策飲食事業者等支援金について

1 概要

北海道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置として、事業者に対し休業等が要請されています。

北海道が実施する支援金の対象となる法人及び個人事業者のうち、北海道からの支給額が30万円に満たない事業者を対象とし、支給額の上乗せを行います。

また、北海道の支援金で対象外の酒類を提供しない飲食店に対しても、安平町が独自に支援します。

2 対象事業者・支給要件等

	対象者1	対象者2	対象者3	対象者4
対象者	道の休業要請・協力依頼対象施設を営む法人	道の休業要請・協力依頼対象施設を営む個人事業者	酒類の提供がある飲食店で19時以降、酒類の提供をやめた事業者	酒類の提供がない飲食店
	法人	個人事業者	法人・個人事業者	
道の給付	30万円	20万円	10万円	対象外
	← 道の支給 →			
町の給付	対象外	10万円	10万円	10万円
		← 道の支援金に町が上乗せ支給 →		← 町の独自支給 →
対象施設	スナック、ボウリング場、パチンコ、学習塾、ピアノ教室、フォトスタジオなど		居酒屋、レストラン、食堂など	
支給要件	4月25日～5月15日まで継続して休業すること		・4月25日～5月15日まで継続して酒類の提供時間を短縮(19時まで) ・感染防止対策の実施	—

3 申請手続き

	対象者1. 2. 3	対象者4
申請先	北海道	安平町役場産業経済課
申請方法	電子または郵送 【郵送先】〒060-8588 (住所不要) 北海道休業協力・感染リスク低減支援金事業申請受付 ※道へ申請した方は、町への申請は不要です。	郵送または持参
申請期限	7月31日(金)	
申請書類	①申請書(道の申請様式) ②施設の実態や業種が確認できる資料 ・確定申告書の写し ・各種法規に基づく営業許可書の写しなど ③休業状況が確認できるもの ・対象期間中に休業していたこと、酒類の提供時間を短縮していたことがわかる店頭広告チラシや施設写真、ホームページの写しなど ④感染拡大リスクを低減する自主的な取り組み内容 ・自主的な取り組み内容が記載された書類、取り組み内容が記載された店頭広告チラシや写真、ホームページの写しなど (自主的な感染防止対策の例) ・3密(密閉・密集・密接)防止:換気や行列間隔の工夫など ・飛沫感染、接触感染防止:従業員のマスク着用など ・移動時の感染防止:時差出勤、在宅勤務など ⑤誓約書(道の様式) ⑥通帳の写し ⑦本人確認書類の写し(個人事業者のみ)	①申請書(町の申請様式) ②誓約書(町の様式) ③通帳の写し

問合せ

北海道休業要請専用ダイヤル【対象1. 2. 3の方】

☎011-206-0104または☎011-206-2016 受付時間:8時45分から17時30分まで(土、日、祝日も開設)

産業経済課商工労働観光グループ【対象4の方】

☎②2515 受付時間:8時30分から17時15分まで(平日)

公営住宅・特公賃住宅・町営住宅入居者募集

募集期間 6月1日(月)～6月15日(月)

○案内書および申込書の配布・受付(土、日曜日を除く)

申込受付期間：6月1日(月)～6月15日(月) 8時30分～17時15分

○受付場所

- ・建設課施設グループ(総合庁舎)
- ・住民サービス課(総合支所)

○必要なもの

入居申込書及び同意書、世帯全員の所得証明書の写し(最新のもの)、世帯全員の住民票の写し、世帯全員が市町村民税を滞納していないことの証明書の写し、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

○抽選日時・場所

募集住宅に対して重複した場合は、下記の日程で抽選を行います。抽選場所は地区によって異なります。

早来地区分 6月17日(水) 9時30分～総合庁舎

追分地区分 6月17日(水) 13時30分～総合支所

○募集予定団地(募集予定団地は変更となる場合がありますので、受付場所でご確認ください。)

早来地区：遠浅南公営住宅、早来あかね公営住宅、早来さつき公営住宅、早来大町東公営住宅

追分地区：追分南公営住宅、追分中央公営住宅、追分北公営住宅

単身者用：追分カムビレッジ特定単身者住宅、遠浅アイリス特定単身者住宅

※令和2年7月1日より契約、15日以内に入居可能な方に限ります。

※胆振東部地震により被災された方を優先します。

問合せ 建設課施設グループ ☎②2516

あなたの暮らしの困りごとの相談に行政相談委員が応じます

年金の手続や制度について知りたいこと、借金や遺産相続について相談したいなど、あなたの暮らしの困りごとをお気軽ににご相談ください。

相談は無料。秘密は守ります。行政相談委員の自宅または電話で常時相談に応じます。

【総務省行政相談委員】

早来地区 水野 佐氏 (☎②3518)
追分地区 平野 秀樹氏 (☎②52774)

問合せ 総務課総務グループ ☎②2511

ぬくもりの湯からのお知らせ

お願い

公衆浴場として営業していますので、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体調不良の方は入浴を控えていただき、入館にあたり手指の消毒、咳エチケットのご協力をお願いします。

【6月の休館日】9日・23日(第2・4火曜日)

ぬくもりの湯 ☎②2968(営業時間11時～22時)

斎場の利用について

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための対応(制限)を行います。ご遺族の方々や関係者の皆様方には、ご不便ご迷惑をおかけしますが、クラスターの発生を防ぎ、斎場の施設運営を継続するためにも、ご理解とご協力をお願いします。

今後の対応については、町ホームページ、あびらチャンネル(d放送)などでご確認ください。

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎②2940



【広報笑顔(スマイル)】

発行/安平町
企画・編集/総務課情報グループ
☎059-1595 安平町早来大町95番地
(☎②2511・FAX②2026)

安平町ホームページ

<https://www.town.abira.lg.jp>

安平町フェイスブック公式ページ

<https://www.facebook.com/town.abira>

乗って守ろう・まちづくりに活かそう！ 賢く上手な公共交通の組合せ利用を

- ▶ JR(都市への速やかな移動に)
- ▶ あつまバス(隣接市への移動に)
- ▶ 循環バス(町内4地区を跨ぐ移動に)
- ▶ デマンドバス(予約制・自宅から街中停留所までの小地域内の移動に)
- ▶ ハイヤー(自由度の高い公共交通)



みんなで乗れば、
未来が変わる。
MITSUBISHI

[役場相談窓口] 地域推進課地域推進グループ ☎29-7083



令和3年安平町成人式のご案内



～案内状送付前の希望調査実施中！～

安平町では、「安平町出身者」または「安平町在住者」を対象とした成人式を開催しています。町外に住民票を移している方で令和3年に実施される安平町成人式に出席を希望される方は、8月31日(月)までにご連絡ください。なお、町内に住民票のある新成人の方と、今回ご連絡いただいたみなさんに、9月以降往復ハガキにて案内状を送付します。届きましたら、ご確認の上、期日までのご返送にご協力をお願いいたします。

- 〇 開催日・会場 令和3年1月10日(日)、追分公民館(予定)
- 〇 対象者 安平町出身または在住で、平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方
- 〇 問合せ 安平町教育委員会社会教育グループ(☎0145-29-7036)



◆成人式実行委員大募集◆

安平町の成人式は、新成人で組織している成人式実行委員会が企画しています。一生に一度しかない記念すべき日を、実行委員として一緒に企画しませんか？

《活動内容》実行委員会(3回程度)の参加、成人式アトラクションの検討、当日の運営
少しでも興味のある方は、上記問合せ先までお気軽にご連絡ください♪



生涯学習だより



第212号

発行

安平町教育委員会

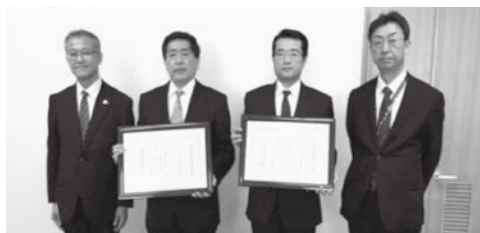
☎ 29-7036

FAX 29-7030

追分中学校・追分小学校 胆振管内教育実践表彰受賞

3月23日、追分公民館で胆振管内教育実践表彰の表彰式が行われました。この表彰は学校教育または社会教育において、優れた実践活動を推進している団体または個人を表彰するもので、追分中学校と追分小学校が平成29年度より実施している小中一貫教育の活動の功績が認められたことによるものです。

表彰式では、山上和弘胆振教育局長より追分中学校中村校長、追分小学校澤田校長にそれぞれ表彰状が授与されました。



太極拳メンバー募集

太極拳メンバーを募集しています！興味のある方、体験したい方はぜひお問い合わせください。

- 日時 毎週土曜日 13時30分～15時
- 場所 ぬくもりセンター多目的情報ホール
- 服装・持ち物 動きやすい服装、飲み物、タオル、底の薄い室内用運動靴
- 申込み・問合せ 090-8632-5032(森田)



安平町支え合い活動交付金、
社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

初級・中級バドミントン教室

初級・中級のバドミントン教室を開催します。ぜひお越しください！

- ◆日時 初級:6月25日、7月2・16日(木)
中級:9月3・10・17日(木)
各19時～21時
- ◆会場 安平小学校体育館
- ◆対象 一般の方(申込時にご確認ください。)
- ◆参加料 無料
- ◆持ち物 ラケット、滑らない運動靴、タオル、飲み物、運動ができる服装(ジャージ等)
- ◆申込み・問合せ
米村 ☎ 090-2692-1704
林川 ☎ 090-9521-1688
- ◆申込期限
初級…6月19日(金)
中級…8月28日(金)

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては中止となる場合があります。改めて広報周知はしませんので、事前に問合せ先へご確認ください。

春季町民パークゴルフ大会中止

例年6月に開催しています「安平町パークゴルフ協会主催 春季町民パークゴルフ大会」ですが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。何卒ご理解の程よろしくお願ひいたします。

教育委員会議決事項等報告

令和2年度第1回教育委員会(4月21日開催)

①安平町スポーツ推進委員の委嘱について

※第2回教育委員会(5月25日開催)については次号でお知らせします。

教育委員会はどなたでも傍聴できますので、教育委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。(☎ 29-7036)

第3部 「恵まれない子供たちと共に」

(3)施設を建てるために(その1)

文責
郷土史マスター
新井 榮



現地に着き、まず初めにしたことは、土地探しです。この土地探しには、現地に来るたびに世話になる、ドライバー兼通訳のカンボジア人に頼み、多くの土地を見て回りました。そしてついに、いい条件の土地を見つけたのです。その土地は、バコンと言う遺跡の近くでロリュオス村の村長さんの所有する土地でした。

この土地は、私が希望する、次のような条件を満たしていたのです。

- (1) 学校が近くにある。(施設から歩いて五分ほどの所に 児童数が千人以上という大マンモスの小学校と隣に中学校がある。)
- (2) 診療所などの医療機関がある。(学校の近くに診療所と歯科医院がある。)
- (3) 日用品などを販売する市場等がある。(これも近くに生鮮食料や日用品を販売する大きな市場がある。)
- (4) 土地は200平方メートル以上あること。(土地は予定していた土地の10倍の2,000平方メートル。子供たちの運動する広場や野菜などを作ることもできる広さがある。)
- (5) 雨季になっても水につからない土地であること。(雨季に見ているので問題はなし。)

早速土地購入の話し合いに行きましたが、ここで二つのことが分かりました。

まず1つ目は、土地を購入するには役所や群長・村長さんの許可が必要であること、2つ目は、カンボジアでは外国人に土地の所有を認めていないとのこと。そこで、ガイドの彼に名義人となってもらい、許可書を添付した書類を役所に提出しました。それから1週間もしないうちに許可が下り、土地を手に入れることができたのです。



公民館図書室 NEWS!!

予約貸出 毎週火～日曜日 9時～16時

☎ 早来:22-3224、追分:25-2565

新しい本がたくさん入りました! 早来・追分どちらの公民館の本も借りることができますので、開館した際はぜひ図書室へお越しください。リクエストもお待ちしています!

早来公民館

- 〈一般書〉だれでもできるベランダで野菜づくり(麻生 健洲)／賢い冷蔵庫 ラクするためのおいしい下ごしらえ(瀬尾 幸子)／なんでわざわざ中年体育(角田 光代)／うちの父が運転をやめません(垣谷 美雨)／〈銀の鯉亭〉の御挨拶(小路 幸也)
- 〈児童書〉気がつけば動物学者三代(今泉 忠明)／しくじりから学ぶ13歳からのスマホルール(島袋 コウ)／もしものせかい(ヨシタケ シンスケ)／オニガンマラソン(トル)／ねこねこ日本史でよくわかる地球のふしぎ(そにし けんじ)

追分公民館

- 〈一般書〉国会をみよう 国会パブリックビューイングの試み(上西 充子)／動かないゼロトレ(石村 友見)／ママはテンパリスト 1(東村 アキコ)／リボンの男(山崎 ナオコーラ)／風と双眼鏡、膝掛け毛布(梨木 香歩)
- 〈児童書〉太陽ってどんな星?(宮原 ひろ子)／学研の図鑑 LIVE ジャングルの生き物(今泉 忠明)／続あしながおじさん(ウェブスター)／あいぼうはどこへ? ニューヨークのとしょかんにいる2とうのライオンのおはなし(ジョシュ・ファンク)／スモンスモン(ソーニャ・ダノウスキ)

今月の展示テーマ

『2019年度貸出 BEST20』

新型コロナウイルス感染拡大防止による電話予約のみの貸出になり、大変ご不便をおかけしております。引き続き2019年度の貸出 BEST20を展示していますので、開館した際にはぜひご覧ください。なお、図書室の本の所蔵は、安平町HP「図書蔵書検索」でお調べできます。

問合せは、各公民館図書室までお願いします。

◆ 読み聞かせ 6月日程 ◆	日時	会場
読み聞かせ ひまわり会	未定	遠浅公民館(遠浅コミュニティセンター)
読み聞かせ ありんこ会	中止	-
ブックスタート読み聞かせボランティア赤ずきん	6月22日(月)11時00分～	おいわけ子ども園子育て支援センター

de ミッション!

の投稿が始まり、5月1日には、あびらチャンネル
「de ミッション!」。今回は、この事業を紹介します!



↑安平町公式↑

YouTube チャンネル

「あびら!おうちdeミッション」はなぜ始まったの?

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月28日、鈴木直道北海道知事は道民に向けて「緊急事態宣言」を发出し、3週間の外出自粛要請を行いました。安平町では、緊急事態宣言によって、実施予定だったすべての事業が中止や延期となりました。教育委員会としても、学校の休校や施設の休館、事業の中止など様々な対応に追われていました。そんな中、令和2年4月16日、安倍晋三内閣総理大臣が全国を対象として「緊急事態宣言」を发出しました。これを受け、学校は再び休校となり、不要不急の外出自粛を余儀なくされました。広報誌に掲載される情報も、事業の中止ばかり。こんな状況だからこそ、「今、町民のために何かできないか」「外出自粛でおうちにいる時間を少しでも笑顔で、楽しく過ごしてほしい」と考え、4月23日、緊急事態宣言期間中の事業として「あびら!おうちdeミッション」の実施を決めました。

いざ動画作成!

実施が決まってからは急ピッチで作業を進め、慣れない動画撮影と編集作業に苦戦しながら、何とか9本の動画が完成。4月28日(火)から5月6日(水)までは、FacebookとYouTubeそれぞれで毎日動画を投稿することができました。また、あびらチャンネルでは、5月1日(金)から15日(金)は脳トレ編まで、そして16日(土)からは早口言葉編からジャグリング&マジック編とあびらチャンネル限定コンテンツを放送しています。各動画のリンクと紹介文を以下に掲載していますので、見逃した方はYouTubeでご覧ください!

「あびら!おうちdeミッション」の今後について

今後も、皆さんのおうち時間を少しでも笑顔で楽しくできるように、緊急事態宣言中は週一本程度更新を続けていく予定です。お楽しみに!

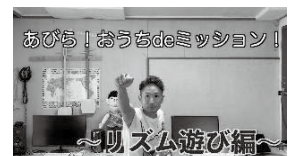
4月 28日(火)

◆リズム遊び編

出演:和太鼓奏者
しんたさん

動画はこちら!
(YouTubeリンク)

どんどん速くなる、しんたさんの手拍子に合わせて、一緒に手拍子しよう!最後はかなり速くなります。間違えずに叩けるかな?



4月 29日(水)

◆言葉遊び編

出演:地域おこし協力隊
河嶋愛基さん

動画はこちら!
(YouTubeリンク)

絶対にカタカナを使ってはいけない戦いが
そこにはある…
(かなり盛り上がるのでぜひやってみよう!)



4月 30日(木)

◆工作編

出演:地域おこし協力隊
鈴木宙夢さん

動画はこちら!
(YouTubeリンク)

家にあるものですぐに作れる的当てゲーム。ひろーと一緒にみんなも作って遊んでみよう!



5月 1日(金)

◆脳のトレーニング編

出演:スポーツ推進委員
加藤流生さん

動画はこちら!
(YouTubeリンク)

マッチ棒を一本だけ動かして、正しい式にしてください。解けない人続出!意外と難しいかも…!?



あびら！おうち

ゴールデンウィークが目前に迫った4月28日。
急遽安平町公式FacebookやYouTubeで動画でも放送が始まった企画、「あびら！おうちdeミッ
※本動画は、十分に距離をとって撮影しています。



5月5日(火)

5月4日(月)

5月3日(日)

5月2日(土)

◆早口言葉編

出演：アビレンジャー
みんな大好きアビレンジャーが
安平町に帰ってきた！はたして、噛まずに早口言
葉を言い切れるのか!!



◆料理編

出演：Entrance料理長
吉田圭介さん
豆腐ハンバーグの作り方を、ポイント満載でご紹
介！つなぎのパン粉は使いません。高タンパク低カ
ロリ、ジューシーでヘルシー！



◆笑顔の写真編

出演：地域おこし協力隊
台正人さん
「ハイチーズ」だけではなかなか撮れない笑顔の
写真。ちゃんでイーテクニクで素敵な笑顔が撮影
できるかも!?



◆運動編

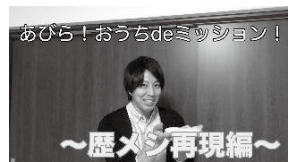
出演：アビースポーツクラブ
スポーツ推進委員 鳥實裕弥さん
簡単そうで難しい2個のボールを使った運動で、
頭と体をトレーニング！



今後投稿予定の映像をちょっとだけご紹介！
(5月13日(水)現在)

◆歴メシ再現編

出演：地域おこし協力隊
松岡亮さん
チーズが有名な安平町にちなんで、古代のチーズ
「蘇(そ)」を作ってみました。歴史ワンポイントレッ
スンも！



◆ジャグリング&マジック編

出演：パフォーマー
KURO(クロ)さん
ティッシュを使った、簡単なマジックとジャグリン
グをご紹介！



◆安平ふしぎ発見！編 (5月20日(水)予定)

出演：安平町教育委員会 鍋嶋貴之学芸員
安平町の開拓の歴史と、その当時使っていた道具を紹介。さ
て、一体何に使っていたのでしょうか？

◆手洗い編 (5月27日(水)予定)

出演：厚真町教育委員会 斉藤烈さん
安平町教育委員会 職員
厚真と安平のオリジナル手洗いソングが完成！みんなも一緒
に手を洗おう！

◆あびらチャンネル限定配信コンテンツ

家事の時間短縮が得意なあの芸人さんも出演!? 5月16日
から、あびらチャンネル限定で放送しています。皆さんお見逃し
なく！

訴訟を装う架空請求にご用心！

今年も架空請求と思われる「訴訟最終警告書」や「訴訟による差押命令」などの文書が町内に届いているとの情報が入ってきています。このような訴訟を装った架空請求の手口は全国的に年々増えており、その手口は巧妙化してきているそうです。

自分宛に届いた文書に「訴訟」や「差押」などの文字があると驚いてしまいますが、下記を参考に冷静に対処し、絶対に騙されないようにしましょう！

・例1 ハガキによる最終告知のお知らせ

「未納料金について裁判所へ民事訴訟の訴状申し入れがなされた。」「後日管轄裁判所より呼出状が発行される。」「裁判を欠席すると、相手の言い分どおりに判決が言い渡され、差し押えを執行される。」などの内容が記載されたハガキが届くパターンです。

- 大切なお知らせが、配送者にも内容が見える状態のハガキで届くことはありません。
- 民事訴訟管理センター、国民訴訟通達センター、東京財務管理局は実在しない行政機関です。

・例2 封書による裁判所を装った訴訟および差押命令

「支払未納金などについて、民事訴訟された。」「連絡がない場合、財産について差押命令書のとおりに執行する。」「取り下げの相談に乗るので連絡してください」などの内容が記載された文書が裁判所名義等で封書により届くパターンです。(右図参照)

● 裁判所からの民事訴訟通知などは必ず「特別送達」により本人または関係者へ手渡しで送達され、封筒表面に「特別送達」の赤印字、裏面に郵便送達報告書用紙の貼付、文書には裁判官・書記官等の公印があります。普通郵便で届いた場合は詐欺の可能性が高いので注意してください。

・例3 裁判所の督促手続・少額訴訟手続を悪用した架空請求

ごく稀なケースですが、悪徳事業者が未払金に対する架空訴訟を裁判所に申し立てることがあり、裁判所では架空かどうかを見分けられないため受理されてしまう場合があります。その場合、そのまま放置したり、誤った対応をしたりすると敗訴となってしまうのでご注意ください。

もし、身に覚えのないのに裁判所から文書が特別送達された場合は、弁護士や北海道立消費生活センター(☎050-7505-0999)へすぐ相談してください。

訴	状	訴訟番号	(て)121号
この度ご通知致しましたのは、貴方が未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。			
このまま連絡無き場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立ち合いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いすると同時に債権譲渡証明書一通郵送させて頂きますので、ご了承ください。民事訴訟及び、裁判取り下げのご相談に関しましては当局にて受付しておりますので職員までお問合せください。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。			
訴訟取り下げ最終期日 2年4月16日			
法務省管轄支局管理部 〒102- [REDACTED]			
東京都千代田区 [REDACTED]			
相談窓口	03- [REDACTED]		
受付時間9時-20時			

図 送付された文書の例

不審者や不審車両を見かけたら

警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署 ☎0144 ㊟0110 追分駐在所 ☎㊟2003 安平駐在所 ☎㊟2339

早来駐在所 ☎㊟2030 遠浅駐在所 ☎㊟2211 役場総務課 ☎㊟2511